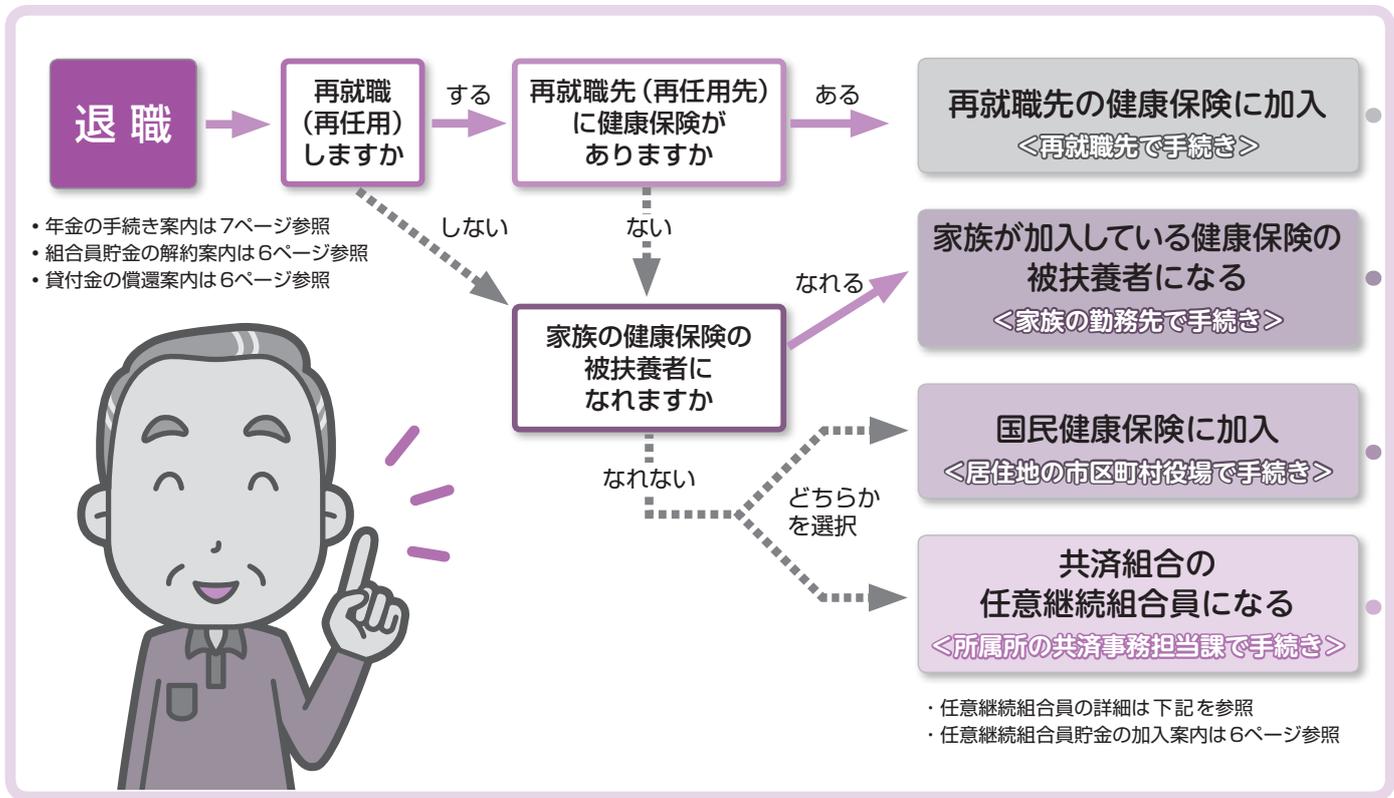


退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

組合員ご本人が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって最長2年間在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業のうち貸付事業（高額医療貸付・出産貸付）及び貯金事業を利用することができます。

● 加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①又は②のどちらか低額となる金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

- ① 退職時の標準報酬月額^(※1) × 掛金率^(※2)
- ② 全組合員の平均標準報酬月額^(※3) × 掛金率

※1 標準報酬月額：報酬月額（基本給＋諸手当）を標準報酬等級表に当てはめて求めた額

※2 平成28年度の掛金率 短期：100.8/1000 介護：12.24/1000
（平成29年度の掛金率は、まだ確定していません）

※3 平成28年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額（380,000円の見込）